

健診費用助成制度を利用される方へ〈令和4年度版〉

埼玉県後期高齢者医療広域連合の被保険者資格を有する方のうち、県外のサービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業の指定を受けていないものに限る。）に入居されている方は、健診費用の助成制度を利用することができます。助成を受けようとする方は、事前に下記の事項をよく確認してください。

◆対象者（助成を受けられる方）の要件

健診を受ける日において、次の全ての要件に該当する方が対象です。

- 埼玉県後期高齢者医療広域連合の被保険者資格を有すること。
- 埼玉県以外に住所を有すること（住所地特例の対象者であること。）。
- 当該年度において、埼玉県内の市町村が実施する健診等を受けていないこと。
- 「サービス付き高齢者向け住宅」に入居していること。
- 入居している施設が、「特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業」の指定を受けていないこと。*

※ サービス付き高齢者向け住宅であっても、当該指定を受けている施設の入居者は、助成制度を利用することはできません。

◆健診項目と助成費用の上限（令和4年度）

①基本項目

基本項目に係る費用は、次の項目の全てを実施した場合に助成対象となります（ただし、腎機能検査のみ、実施していなくても申請可能です。）。

区分	検査項目	上限額
基本項目	<ul style="list-style-type: none">・ 問診（既往歴、自覚症状、他覚症状）・ 身体計測（身長、体重、BMI）・ 血圧測定（収縮期血圧、拡張期血圧）・ 血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）・ 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）・ 血糖検査（空腹時血糖又はヘモグロビンA1c）・ 尿検査（尿糖、尿蛋白）・ 腎機能検査（血清クレアチニン、尿酸）	8,448円

※ 必要な検査項目の一部しか実施していない場合、健診を実施したこととはみなされず、費用の助成を受けることはできません。

※ 上表にない項目（対象外項目）について検査を行った場合、対象外項目の検査に要した費用は、助成対象外です。

裏面もご参照ください。

②詳細項目

次の項目について、医師が必要と判断し、実施した場合は、助成対象となります。

区分	実施基準	上限額
貧血検査	貧血の既往歴を有する又は視診等で貧血が疑われると医師が判断した場合に実施	238 円
心電図検査	次のいずれかに該当する場合に実施 ① 収縮期血圧 140mmHg 以上又は拡張期血圧 90mmHg 以上 ② 不整脈が疑われると医師が判断した場合	1,430 円

※ 実施基準に該当することが明確に判断できない場合は、助成対象とならない場合があります。

◆申請方法

(必ず対象者の要件に該当することを事前に確認した上で、申請してください。)

申請書類	① 健康診査費用助成金支給申請書（指定の様式） ② 健診結果表の写し※ ¹ ③ 健診費用の領収書（写し可）※ ²
提出先 (郵送可)	〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎 4 階 埼玉県後期高齢者医療広域連合 給付課 給付担当 あて
申請期限	健診を受けた年度の 3 月 31 日まで※ ³

※ 1) 結果表の見本は別添を参照してください（必要な項目の検査結果が確認できるものであれば、医療機関指定のものを使用しても差し支えありません。）。

※ 2) 領収書は、検査区分（基本項目・貧血検査・心電図検査）ごとの費用の内訳が明記されている必要があります。

※ 3) 3 月中に健診を受けた方で、期限に間に合わないことが予想される場合は、受診日から 1 か月以内を限度に期限の延長が可能です（事前にご連絡ください。）。

健診費用助成に関する Q & A

Q 1) 健診を受ける前に、費用の助成を申請することはできますか？

⇒費用の助成は、健診を受けて費用を支払った後でないと申請できません。

Q 2) 県外のサービス付き高齢者向け住宅（指定居宅サービス事業の指定なし）に入居していますが、埼玉県内の市町村が実施する健診を受けることはできますか？

⇒県外に転出する前に住んでいた市町村の健診を受けられる場合があります。

詳しくは、当該市町村の後期高齢者健診担当課にお問合せください。

<問合せ先>

埼玉県後期高齢者医療広域連合 給付課

給付担当 TEL : 048-833-3130